

令和6年10月2日（水曜日）

予算決算委員会全体会

議会会議室

出席委員

委員全員（45人）

予算決算委員会付託議案

- ・議案第96号 令和5年度姫路市一般会計決算認定について
- ・議案第97号 令和5年度姫路市卸売市場事業特別会計決算認定について
- ・議案第98号 令和5年度姫路市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計決算認定について
- ・議案第99号 令和5年度姫路市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- ・議案第100号 令和5年度姫路市介護保険事業特別会計決算認定について
- ・議案第101号 令和5年度姫路市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について
- ・議案第102号 令和5年度姫路市奨学学術振興事業特別会計決算認定について
- ・議案第103号 令和5年度姫路市財政健全化調整特別会計決算認定について
- ・議案第104号 令和5年度姫路市水道事業会計決算認定について
- ・議案第105号 令和5年度姫路市都市開発整備事業会計決算認定について
- ・議案第106号 令和5年度姫路市下水道事業会計決算認定について
- ・議案第107号 令和6年度姫路市一般会計補正予算（第3回）

再開

9時57分

分科会長報告について

9時57分

市立高等学校設置分科会長報告

議案第107号、令和6年度姫路市一般会計補正予算（第3回）のうち、新市立高等学校設置分科会関係については、用地取得事業費についてであります。

本補正予算は、新市立高等学校の整備に係る用地交渉の進展に伴う用地取得費の増により、2億7,303万円を増額補正しようとするものであります。

分科会において、用地取得はどの程度進んでいるの

か。

また、新校舎建設の着工時期の見込みをどのように考えているのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、用地取得については、このたびの補正予算と当初予算を合わせた予算をもって、地権者のうち約18%の方から用地を取得しようとするものであり、引き続き、その他の地権者にも丁寧な説明を行い、事業への理解を求めていきたい。

また、着工時期については、現時点では未定であるが、用地交渉の進展状況により示していきたい、とのことでありました。

文教・子育て分科会長報告

まず、議案第96号、令和5年度姫路市一般会計決算認定についてのうち、文教・子育て分科会関係について申し上げます。

こども未来局については、児童センター費中、宿泊型児童館に関する経費についてであります。

分科会において、宿泊型児童館管理運営業務委託経費として、約1億1,800万円を支出しているが、同館の利用状況はどのようになっているのか。

また、整備事業費として支出している約7,600万円の具体的な整備内容について説明してもらいたい、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、同館の令和5年度の利用状況については、宿泊者が6,719人、親子対象行事等の利用者が5万6,242人、天体観測利用者が2万2,800人、一般来館者が3万2,501人、合計11万5,490人である。

また、整備事業費は、おおむね10年ごとに行う天体望遠鏡及び天体観測ドームのオーバーホールやそれに伴う制御システムの更新等を実施している、とのことでありました。

これに対して、委員から、宿泊型児童館の維持管理に要する経費については精査していく必要があるものの、同館の有する大口径の天体望遠鏡は全国的にも数が限られる希少なものであり、子どもたちの宇宙や科学に対する興味や関心を高めるためにもしっかりと有効活用されたい、との意見がありました。

教育委員会については、教育費負担金中、市立夜間中学広域受入負担金についてであります。

同負担金は、姫路市立あかつき中学校への市外の生

徒受入れに当たり、当該生徒が居住する市町と本市との間で受入れに関する協定を締結し、当該市町に学校運営費の一部負担を求めるものであります。

分科会において、同負担金として約 116 万円を収入しているが、市外の生徒を何人受け入れているのか。

あわせて、生徒の年齢構成や外国籍の生徒数についても詳しく説明してもらいたい、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、あかつき中学校に在籍する全生徒数 34 人のうち、市外の生徒数は 15 人である。

また、全生徒の年齢構成は、10 代が 13 人、20 代が 11 人、30 代以上の年齢層はそれぞれ 1 人から 2 人程度在籍しており、一番上は 90 代である。

また、外国籍の生徒については 19 人が在籍している、とのことであります。

これに対して、委員から、夜間中学は県内でも校数が限られており、特に播磨地域において、学び直しを希望する人々に就学の機会を提供している同校の存在意義は非常に大きいと考える。今後は、授業内容のさらなる充実に努めつつ、受入れ生徒の拡大に向けてしっかりと取り組まれない、との意見がありました。

厚生分科会長報告

まず、議案第 96 号、令和 5 年度姫路市一般会計決算認定についてのうち、厚生分科会関係について申し上げます。

市民局については、支所及び出張所費中、地域事業費において実施された旧 4 町地域イベント補助金交付事業についてであります。

分科会において、同補助金の補助率は、令和 5 年度は対象経費の 100%、令和 6 年度は 90%となっているが、今後、補助率をどのようにしようと考えているのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、同補助金の補助率については、令和 7 年度からさらに毎年度 5%ずつ引き下げ、最終的に令和 9 年度以降は 75%としたいと考えている、とのことであります。

これに対して、委員から、本市では、旧 4 町を含む過疎化が深刻な地域を活性化するため、様々な施策を展開しているところであり、旧 4 町の地域イベントについても、交流人口の増加による地域活性化に資する取組であることから、その重要性を認識し、補助率の

引下げについて再考されたい、との意見がありました。

健康福祉局については、予防接種費についてであります。

分科会において、新型コロナウイルスワクチンの接種者数が見込みを下回ったため、予算現額約 37 億 9,000 万円に対し、約 9 億 6,000 万円の不用額が発生したとのことであるが、どのように接種者数を見込んでいたのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、新型コロナウイルスワクチン接種は全年齢を対象としていたことから、過去と同ワクチン接種における年齢階層別の接種率を基に、余裕を持って接種者数を見込んだものである。

なお、令和 6 年度は、本年 10 月 1 日から同ワクチン接種の対象者が 65 歳以上となることから、同じく高齢者を対象とするインフルエンザや肺炎球菌のワクチン接種における接種率を踏まえた上で、3,260 円の自己負担が求められることを勘案し、約 30%の対象者が接種するものと見込んでいる、とのことであります。

次に、議案第 107 号、令和 6 年度姫路市一般会計補正予算(第 3 回)のうち、厚生分科会関係については、霊苑基金積立金についてであります。

同積立金は、都市開発整備事業会計の閉鎖に伴い、同会計の剰余金から約 4 億 6,000 万円を姫路市霊苑基金に積み立てようとするものであります。

分科会において、同積立金の金額はどのような積算によるものなのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、全区画分のえい地の永代清掃料と収入済みの永代清掃料との差額、約 1 億 2,000 万円に加え、今後の合葬墓の建設や名古屋山霊苑納骨堂の改修を想定し、それらの経費約 3 億 4,000 万円を計上したものである、とのことであります。

これに対して、委員から、合葬墓の建設を想定しているのであれば、名古屋山霊苑納骨堂における納骨の在り方や同納骨堂において永代供養している遺骨の取扱いなど、関係条例の改正を含めた様々な検討が必要であることから、一定期間、遺骨を納骨堂に安置した後に合祀している民間の寺院等の意見を聞くとともに、市民にも問題提起した上でしっかりと議論されたい、との意見がありました。

経済観光分科会長報告

まず、議案第 96 号、令和 5 年度姫路市一般会計決算認定についてのうち、経済観光分科会関係について申し上げます。

農林水産環境局については、鳥獣総合対策事業費中、整備事業費についてであります。

同事業費は、シカやイノシシによる農林業被害を防ぐための侵入防止柵の整備に必要な資材の購入経費であります。

分科会において、市内における侵入防止柵の整備状況はどのようになっているのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、同整備事業については、地域からの要望に基づいて資材を提供するもので、令和 5 年度においては、約 7.8 キロメートルの整備が完了しております。

かつては、要望に対し、当該年度中の提供が追いつかないこともあったが、令和 6 年度は要望どおりの提供が可能となる見込みである、とのことでありました。

これに対して、委員から、要望には十分対応できているとのことであるが、まだまだ市民から鳥獣被害の相談を受けることも多いことから、さらに対策が進むよう取り組まれない、との意見がありました。

観光経済局については、工場立地奨励事業費についてであります。

分科会において、同事業費に約 14 億円を支出しているが、内訳についてはどのようになっているのか。

また、工場誘致はどのような状況であるのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、同事業費の大部分は、市内に工場を新設、増設や設備更新等を行った場合に交付する工場立地促進奨励金であり、同奨励金のうち、工場設置奨励金が 177 件、事業所奨励金及び雇用奨励金がともに 77 件となっている。

また、工場の新規立地については、令和 3 年度は 1 件、令和 4 年度は 2 件あったものの、令和 5 年度については新規立地はなく、増設や設備更新のみとなっている。

今後は、都市局で実施している市街化調整区域の規制緩和や、地域未来投資促進法に基づく支援措置の活用など様々な観点から企業誘致の取組について調査研究していきたい、とのことでありました。

これに対して、委員から、用地が見つからないなどの理由から姫路市に進出できないという事業者の声もあることから、本市における企業誘致が進むよう庁内横断的に検討されたい、との意見がありました。

次に、議案第 97 号、令和 5 年度姫路市卸売市場事業特別会計決算認定について、第 1 点は、商工費不動産売却収入についてであります。

当該売却収入は、新市場の賑わい用地が売却できた際にその売却代金を歳入するための科目として設定しているものであります。

分科会において、前年度に引き続き令和 5 年度においても場外賑わい施設用地の売却ができなかった現状について、どのような分析をしているのか。

また、今後の賑わい施設の方向性についてはどのように考えているのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、参入業者が現れない要因としては、コロナ禍の影響や物価高騰などの社会情勢によるものと考えている。

整備の方向性としては、当初の計画どおり、新市場と連携しながら地域に賑わいを創出する民設民営の施設としたいと考えており、事業者が参入しやすい条件とするなど、公募の在り方について場内事業者とも協議しながら検討を進めていきたい、とのことでありました。

これに対して、委員から、賑わい施設は、市場だけでなく、姫路市の観光の目玉にもなるような施設として計画されていたものの、当初の計画からかけ離れた状況であることから、暫定的にイベント用地として活用して賑わいを広くアピールするなど、同施設の早期実現に向け様々な工夫をされたい、との意見がありました。

第 2 点は、共益費等収入のうち、電気・水道料等償還金についてであります。

分科会において、予算額約 2 億 7,600 万円に対し、収入済額が約 1 億 1,500 万円と大きく乖離しているのは、どのような理由によるものなのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、新市場においては旧市場と異なり、全館空調を導入したことや、上水道利用となったことなどから、光熱水費の予測が難しく、結果的に大きな差が生じてしまったものである、とのこと

でありました。

これに対して、委員から、予算額の算出に当たり、光熱水費等のランニングコストの見込みが不十分であったと思われることから、今後は実態に即した予算額となるようしっかりと精査されたい、との意見がありました。

建設分科会長報告

まず、議案第 96 号、令和 5 年度姫路市一般会計決算認定についてのうち、建設分科会関係について申し上げます。

都市局について、第 1 点は、再開発住宅使用料及び市営住宅使用料についてであります。

分科会において、収入済額について、再開発住宅使用料は約 4,677 万円、市営住宅使用料は約 11 億 8,268 万円となっているが、令和 5 年度及び令和 6 年 6 月末時点における収納率はそれぞれどのようになっているのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、再開発住宅使用料については、令和 5 年度の調定額に対する現年度分及び過年度分を合算した収納率は 96.3%、令和 6 年 6 月末時点では 97.5%となっており、令和 5 年度決算に比べて 1.2%向上している。

また、市営住宅使用料については、同収納率は 96.7%、令和 6 年 6 月末時点では 97.5%となっており、同決算に比べて 0.8%向上している。

令和 3 年度には、市営住宅等使用料滞納者への条件付賃貸借契約解除通知の送付基準を改定し、より早期に家賃滞納者に明渡し請求を行うことを可能とするなど、収納率向上に向け、取り組んでいるところである、とのことであります。

これに対して、委員から、家賃負担の適正化及び公平性を確保するため、家賃滞納者の的確な実態把握に努めた上で、引き続きしっかりと徴収対策を推進されたい、との意見がありました。

第 2 点は、危険ブロック塀等撤去支援事業費についてであります。

同事業は、危険なブロック塀等の所有者がその全部または一部を撤去する際の工事費の一部を補助するものであります。

分科会において、小学校等が指定する通学路に面したものでなく、児童の住宅から登校班の集合場所

までなど学校へ至る様々な経路においても危険ブロック塀等の解消を図る必要があると思われるが、対象範囲の拡大についてどのように考えているのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、令和 5 年度から、通学路に加え、小学校等から半径 500 メートル以内の道路に面しているものも対象としており、対象範囲の拡大については、解消状況を考慮しながら判断したいと考えている、とのことであります。

これに対して、委員から、通学路の安全性を高めるため、危険ブロック塀等撤去のさらなる推進に努められたい、との意見がありました。

次に、議案第 104 号、令和 5 年度姫路市水道事業会計決算認定についてであります。

分科会において、本市における水道基幹管路の耐震適合率は兵庫県や全国の平均値を下回っているが、基幹管路の耐震適合率の向上についてどのように取り組もうと考えているのか。

また、令和 7 年 4 月から水道料金を改定しようとしているが、改定しない場合は、基幹管路の耐震化にどのような影響があるのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、本市では、総延長約 3,000 キロメートルの管路のうち、毎年、基幹管路を含め約 18 キロメートルを着実に更新しているものの、依然として基幹管路の耐震適合率は低い水準にあることから、甲山幹線をはじめとする基幹管路及び医療機関や避難所等の重要給水施設に給水する管路の更新に優先して取り組み、災害時の被害を可能な限り少なくするよう努めていきたい。

また、料金改定を実施しない場合は、必要な財源を十分確保できず、水道管路の計画的な更新ができないため、本改定を実施したいと考えている、とのことであります。

これに対して、委員から、管路の重要度や緊急性を考慮し、計画的に耐震化に取り組むことで、基幹管路の耐震適合率の一層の向上を図られたいことを。

また、水道施設の更新に係る状況を踏まえた適正な水道料金を設定されたい、との意見がありました。

総務分科会長報告

議案第 96 号、令和 5 年度姫路市一般会計決算認定についてのうち、総務分科会関係について申し上げます

す。

総務局については、研修費についてであります。

分科会において、令和 5 年度研修費の執行率は 73.8%と、令和 4 年度の 61.1%から大きく上昇しており、これは新型コロナウイルス感染症の 5 類移行を踏まえて対面方式による研修受講が増えたものと思われる。

コロナ禍を機に、オンライン研修の導入が進んでいるが、研修の在り方と効果についてどのように考えているのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、令和 5 年度の各課希望による派遣研修においては、全 120 コース中 47 コース、39.2%がオンライン受講となっている一方で、現地において直接講師の話を聞きたい、参加者同士で情報交換したいといった要望もあり、最近は、現地での参加が増える傾向にある。

いずれの研修を受講した場合であっても、所属内でのフィードバックを義務づけており、研修内容については、職場でしっかりと共有できているものと考えている、とのことであります。

これに対して、委員から、費用面などを考慮し、研修はオンラインで十分であるという風潮が見られるものの、オンラインと対面の双方にメリットがあると思われることから、受講者がより効果的な研修方式を選べるよう配慮されたい、との意見がありました。

消防局については、分団施設等整備事業費のうち姫路西消防団安室東分団詰所前歩道切下げ工事についてであります。

分科会において、同工事は、安室東分団詰所改築工事の関連工事とのことであり、当該改築工事に含めて実施すべきものと思われるが、どのように考えているのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、同一年度に同じ施設に対して二度の工事を行うこととなり、望ましくないものと認識している。

工事の実施に当たっては、設計・管理の担当部局と十分に協議しているものの、今後は、より一層の連携に努め、協力しながら進めていきたいと考えている、とのことであります。

これに対して委員から、本体工事と関連性がある工事については、一体的に工事を行うと費用が抑えられ

ることから、設計の段階で消防団から意見を聞いて調整するなど、しっかりと調査するよう努められたい、との意見がありました。

デジタル戦略本部については、第 85 款、第 90 項、雑入のうち過年度デジタル社会推進経費返還金についてであります。

同返還金、約 333 万円は、令和 4 年度に支出したりモート相談窓口システム構築費用のうち、令和 5 年度に支出すべき金額について相手方から返還を受けたものであります。

分科会において、同システムの構築は、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて行われたものであるが、同返還金も含めてどれぐらいの経費がかかったのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、令和 4 年度が約 897 万円、令和 5 年度が返還された金額を含め約 645 万円である、とのことであります。

これに対して委員から、同システムを利用した相談件数はこれまでに 6 件とのことであり、十分に活用できていない状況から、幅広く利用できるような取組を進められたい、との意見がありました。

分科会長報告に対する質疑 10時27分
質疑なし

付託議案審査について 10時27分

・議案第 97 号、議案第 98 号、議案第 100 号、議案第 102 号～議案第 106 号、以上 8 件については、いずれも全会一致で認定すべきものと決定。

・議案第 96 号、議案第 99 号及び議案第 101 号、以上 3 件については、いずれも賛成多数で認定すべきものと決定。

・議案第 107 号については賛成多数で可決すべきものと決定。

委員長報告について 10時32分

・正副委員長に一任することに決定。

閉会中継続調査について 10時33分

・別紙のとおり閉会中も継続調査すべきものと決定。

協議事項 10時34分

・ 予算決算委員会の臨時開催について

(委員長)

10月4日に開催される議会運営委員会では当局が出席し、今定例会の最終日に提出予定の県知事選に係る一般会計補正予算議案について説明を受ける予定と聞いている。については、同日の議会運営委員会終了後に予算決算委員会を開催し、財政局及び選挙管理委員会事務局より説明を受けることにしたいと思うが、それでよいか。

(全委員)

(了承)

閉会

10時35分